

復興交付金の交付可能額通知（第 5 回目）について

1. 交付可能額について（県別、単位は億円）

第 5 回提出された交付金事業計画に対して行う交付可能額の通知は各県別に以下のとおり（市町村別は別紙 1）。

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	長野県	合計
事業費	1.3	510.3	1,657.6	349.4	10.8	2.5	3.2	4.6	2,539.8
国費	1.0	406.7	1,307.4	267.0	8.0	1.9	2.4	3.5	1,997.9

（注）計数は県別に集計した市町村事業、県事業を合計したものである。
計数は精査の結果、今後変動があり得る。
また、端数処理により合計と一致しない場合がある。

2. 主な事業（計数は事業費）

- 防災集団移転促進事業（6 市町村に対し、約 327 億円（うち事業費は 5 市町村 16 地区、24 年度に大臣同意が見込まれる約 5,000 戸分に対応。）（別紙 2）。（調査費を措置した 224 地区のうち、累計 219 地区、約 3.2 万戸分の事業費に対応。））
- 災害公営住宅整備事業（21 市町村に対し、約 535 億円。これは 25 年度第 1 四半期までに事業着手する約 1,900 戸分の事業費に対応するもの（別紙 3）。（累計約 1.6 万戸分の事業費に対応。））
- 水産・漁港関連施設整備事業（17 市町村、約 407 億円、うち水産業共同利用施設復興整備事業（民間公募型）、8 市町村、約 298 億円）
- 津波復興拠点整備事業（12 市町、約 282 億円）
- 市街地液状化対策事業（6 市、約 6 億円）
- 造成宅地滑動崩落対策事業（5 市町村、約 3 億円）

復興のステージが高まり、被災地から様々な要望がなされていることを踏まえ、これに幅広く対応するとともに、効果促進事業等の見直しを行うことにより、運用を柔軟化（別紙 4、別紙 5）。

3. 今後の予定について

第 6 回事業計画の提出受付時期は市町村等の作業状況等を踏まえて検討。

本件連絡先：
復興庁
交付金班 寺岡、山田
TEL：03-5545-7364

市町村別の交付可能額(第5回)

県	市町村	交付可能額	
		事業費	国費
青森県			
	八戸市	0.99	0.79
	階上町	0.30	0.24
岩手県			
	宮古市	39.21	30.92
	大船渡市	20.67	16.13
	久慈市	2.51	1.92
	陸前高田市	73.24	56.19
	釜石市	245.06	199.87
	大槌町	39.34	31.33
	山田町	53.16	41.03
	岩泉町	7.38	5.61
	田野畑村	4.52	3.53
	普代村	1.84	1.35
	野田村	22.11	17.56
宮城県			
	仙台市	10.55	8.16
	石巻市	528.55	445.38
	塩竈市	76.48	63.87
	気仙沼市	352.74	266.81
	名取市	17.57	13.28
	多賀城市	4.24	3.56
	岩沼市	103.03	77.38
	登米市	5.16	4.50
	栗原市	0.13	0.11
	東松島市	38.58	29.60
	大崎市	12.24	9.24
	亘理町	5.96	4.57
	山元町	145.37	111.08
	松島町	3.51	2.70
	七ヶ浜町	10.80	7.89
	利府町	0.64	0.48
	大郷町	0.008	0.007
	美里町	0.005	0.004
	女川町	181.43	132.11
	南三陸町	160.57	126.58

県	市町村	交付可能額	
		事業費	国費
福島県			
	福島市	0.67	0.51
	会津若松市	18.00	15.75
	郡山市	32.40	28.30
	いわき市	119.23	98.99
	白河市	0.15	0.12
	須賀川市	7.69	6.13
	相馬市	11.60	9.43
	南相馬市	30.04	23.67
	伊達市	0.20	0.15
	桑折町	1.99	1.74
	国見町	0.19	0.14
	鏡石町	4.19	3.61
	西郷村	0.54	0.42
	塙町	60.72	30.36
	古殿町	0.09	0.07
	広野町	0.18	0.14
	檜葉町	18.43	15.63
	富岡町	0.17	0.14
	川内村	0.15	0.11
	大熊町	0.30	0.23
	双葉町	0.20	0.15
	浪江町	2.95	2.26
	葛尾村	0.53	0.40
	新地町	36.98	26.91
	飯館村	1.87	1.63
茨城県			
	日立市	0.55	0.42
	高萩市	0.60	0.48
	北茨城市	1.55	1.22
	ひたちなか市	2.63	1.87
	鹿嶋市	1.63	1.27
	神栖市	0.65	0.49
	大洗町	2.82	2.00
	東海村	0.34	0.27
埼玉県			
	久喜市	2.50	1.88
千葉県			
	千葉市	1.00	0.75
	旭市	1.14	0.84
	匝瑳市	0.05	0.04
	香取市	1.00	0.75
長野県			
	栄村	4.60	3.49

合計:72市町村

(注) 単位は億円。

計数は精査の結果、今後変動があり得る。

また、端数処理により合計と一致しない場合がある。

復興交付金(第5回)による防災集団移転促進事業の事業費配分地区

【新規配分地区:6地区】

県	市町村	地区名	主な配分内容
宮城県	気仙沼市	大谷第2	測量・設計、用地取得・造成
	石巻市	石巻新市街地	用地取得・造成
		祝田	測量・設計、用地取得・造成
		河北	用地取得・造成
		間垣	用地取得・造成
福島県	檜葉町	波倉、下井出、前原、山田浜	測量・設計、用地取得

【追加配分地区:10地区】

県	市町村	地区名	主な配分内容
岩手県	野田村	城内・米田・南浜	用地取得
宮城県	石巻市	鹿立浜	測量・設計、造成
		大谷川	測量・設計、造成
		鮫浦	測量・設計、造成
		前網浜	測量・設計、造成
		寄磯浜	測量・設計、用地取得・造成
		大指・小指	測量・設計、造成
		小室	測量・設計、造成
		にっこり団地	測量・設計、用地取得・造成
	南三陸町	戸倉	測量・設計、用地取得・造成

第5回復興交付金による災害公営住宅整備事業の事業費配分地区

【事業費配分地区：1,926戸】

県	市町村	地区名	戸数
岩手県	宮古市	宮古南	40
	釜石市	東部(中心部)	329
		桑ノ浜	16
		両石	85
		鵜住居(中心部)	134
	大槌町	寺野	30
山田町	山田北・中部	26	
宮城県	石巻市	駅前北通り一丁目	24
		渡波新沼	5
		湊筒場	4
		【牡鹿】鮫浦	8
		【石巻】竹浜	4
		【雄勝】名振	25
		【牡鹿】前網浜	5
		【雄勝】熊沢・大須	6
		【河北】河北	229
	不動町	30	
	塩竈市	清水沢	200
	気仙沼市	大島	35
		四反田	70
	登米市	迫町	2
		東和町	4
豊里町		4	
南三陸町	柊沢	21	
福島県	会津若松市	古川町	20
		門田町	70
	郡山市	安積町	30
		富田町	40
		日和田町	20
		富久山町	20
		喜久田町	50
	いわき市	小名浜【県】	200
		勿来地区四沢	20
		常磐【県】	50
		常磐湯本	50
南相馬市	鹿島	20	

※平成25年3月8日現在。戸数については現在計画されている予定戸数

復興のステージが高まり、被災地から様々な要望がなされていることを踏まえ、復興交付金の運用の柔軟化により復興を加速化。

I. 基幹事業の採択対象拡大

被災地の今後のまちづくりにとっての新たな課題に対応するため、基幹事業の採択の範囲を拡大。

- 津波復興拠点における施設整備（公益施設、防災拠点施設等）
- 防集跡地の利用方策（公園整備、漁業集落の嵩上げ等）
- 将来を見据えた農業・水産業関連機械・施設整備（トラクター等）
- 観光・交流施設整備（自治会館等）

II. 効果促進事業等の対象拡大

被災地の自主性に基づき、基幹事業との関連性を有する様々なニーズに対応。

- 観光・なりわいの再生に向けた事業（砂浜の再生調査、整備等）
- 災害復旧で対応できないニーズへの対応（私立幼稚園用地整備等）
- 新たなまちづくりに伴うニーズへの対応（駅前駐輪場整備等）

III. 効果促進事業等の見直し

効果促進事業等について以下の見直しを行う。

① 事業実施主体に関する運用の弾力化

県は市町村の、市町村は県の基幹事業に関連し、効果促進事業等を実施可能とする。

- ⇒
- ・市町村の区画整理事業に関連して県が効果促進事業として被災した学校の仮設グラウンド整備が可能
 - ・県の農地圃場整備に関連して市町村が効果促進事業としてPR事業実施が可能

② 一括配分の見直し

復興まちづくりの根幹をなす事業に関連し、効果促進事業等の予算の一定割合を先渡しする一括配分について以下の見直しを実施。

1) 県への一括配分の創設

- ⇒ ・市町村の防災集団移転に関連して県は住民合意形成のための調査支援等が可能

2) ポジティブリストの廃止

- ⇒ ・内訳書の提出による市町村等の自由な事業実施を確保

IV. 他の支援制度による対応の調整

復興交付金で対応できない事業についてはその他の支援制度の活用を検討・調整（社会資本整備総合交付金、取崩し型復興基金等）。

復興交付金の運用の柔軟化について

復興交付金により、これまで生業の再建や住まいの確保に必要な事業を中心に対応してきたが、復興のステージが高まり、被災地から様々な要望がなされていることを踏まえ、これに幅広く対応するとともに、効果促進事業等の見直しを行うことにより、運用の柔軟化を図る。

I. 基幹事業の採択対象拡大

40の基幹事業については、これまで、防集、区画整理、災害公営住宅等整備、農業・水産業の基幹施設を中心に配分。これにより、まちづくりの基盤整備が進みつつあることを踏まえ、今後のまちづくりにとっての新たな課題が出されている。こうした新たな課題に対応し、復興を加速化させるため、基幹事業の採択の範囲を新たに拡大し、以下のような事業にも対応。

○ 津波復興拠点における施設整備

- 公益施設（地域交流センター）
- 防災拠点施設（津波避難デッキ、防災センター）
- その他便益施設（駐車場、広場）

○ 防集跡地の利用方策

- 津波防災緑地、公園整備（別紙5参照）
- 漁業集落の嵩上げ

○ 将来を見据えた農業・水産業関連機械・施設整備

- 将来の営農再開に対応する農業用機械（トラクター、コンバイン等）導入
- 水産業の関連施設（大規模な共同排水処理施設）整備

○ 観光・交流施設整備

- 自治会館
- キャンプ場復旧整備

Ⅱ. 効果促進事業等の対象拡大

効果促進事業等についても、復興のステージが高まってきたことを踏まえ、被災地から基幹事業との関連性を有する様々なニーズが出されていることから、ネガティブリストに該当しないものには基本的に対応するとの方針の下、以下のような要望に柔軟に対応。

○ 観光・にぎわいの再生に向けた事業

- 砂浜の再生調査、整備
- 水族館の水槽整備

○ 災害復旧で対応できないニーズへの対応

- 私立幼稚園用地整備
- 不登校の児童生徒を対象とした適応指導教室の復旧整備

○ 新たなまちづくりに伴うニーズへの対応

- 区画整理区域内の通信施設の既設管路の移設補償
- 盛土材の仮置場支援
- 仮設ポンプ設置（内水排除対策）支援
- 駅前駐輪場整備
- 災害公営住宅周辺の憩いの場整備
- 震災遺構保存に向けた調査(※)
- 一定の利用見込みのある商業・産業用地の嵩上げ(※)
- 埋蔵文化財収蔵庫整備(※)

(※) 過去に一部配分実績のあるもの

Ⅲ. 効果促進事業等の見直し

効果促進事業等について、①用途の自由度の向上、②県への一括配分の創設に係る要望がなされていることを踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

1) 事業実施主体に関する運用の弾力化

効果促進事業等は、基幹事業と同一の主体が実施するとの運用を弾力化し、県は市町村の、市町村は県の基幹事業に関連し、効果促進事業等を実施することを可能とする。

例) 市町村の区画整理事業に関連して県が効果促進事業として被災した学校の仮設グラウンドの整備が可能

県の農地圃場整備に関連して市町村が効果促進事業としてPR事業実施が可能

※効果促進事業等の上限(基幹事業合計の35%)は、効果促進事業を実施する主体の枠内で実施。

2) 一括配分の見直し

現在、復興まちづくりの根幹をなす5事業(漁業集落防災機能強化事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業)には幅広い関連事業が存在することから、交付手続を簡素化するため、事業実施主体である市町村に対して、効果促進事業等の予算の一定割合を先渡し(一括配分)。これについて以下の点を見直す。

i) 県への一括配分の創設

県においても市町村が行う5事業と関連するまちづくり支援の実施を可能とするため、県への一括配分を創設(3県の要望を踏まえ、125億円を配分)。

例) 市町村の防災集団移転に関連して県は一括配分で住民合意形成のための調査支援が可能

ii) ポジティブリストの廃止

一括配分した効果促進事業等により実施可能な対象事業を限定列挙したポジティブリストを廃止。内訳書を提出することで、自治体の判断による幅広い事業実施を可能とする。

※例示として位置付けたうえで、引き続きポジティブリストは作成。

※担当省庁からの回答を受けて事業を実施したいとの要望を踏まえ、提出された内訳書に対し、速やかに修正の有無を回答。

※事業費1億円を超えるもの、効果促進事業のネガティブリストに該当する可能性のあるもの等は一括配分の対象とはせず、従来通り、個別事業ごとに申請・配分。

※一括配分の対象基幹事業の追加等については、これまで配分した約1,170億円のうち、用途が決まっているものは約90億円にとどまっており、今後の使用状況等を踏まえて検討。

IV. 他の支援制度による対応の調整

被災地からの要望の中には復興交付金では対応困難な事業であっても、

- ・ 取崩し型復興基金
- ・ 社会資本整備総合交付金
- ・ 全国防災事業（学校耐震化等）

等、他の被災地向け制度により対応すべきものも多く含まれていると考えられることから、復興のための施策を進めるに当たっては、復興交付金だけでなく、こうした支援制度の活用について検討・調整を行う。

都市公園事業について

被災地から要望の多い都市公園事業について、下記の考え方に基づき、復興交付金で対応。

I. 復興まちづくりにおける必要性について

- ①津波防災緑地(津波の減衰・漂流物捕捉機能を有する公園)
 - ・背後の守るべき市街地との関係・地域全体の多重防御の考え方との整合性
 - ・必要に応じて、津波シミュレーション等を含む代替案との経済性比較を実施
- ②防災公園(避難地等の機能を有する公園)
 - ・想定する避難者数や避難経路等の合理性
 - ・地域全体の津波避難計画との整合性

II. 整備規模について

- ①面積
 - ・事業の目的、期待される機能に対して合理的な規模の面積であること
 - ・主に防集跡地や公有地を有効に活用するなど、効率的な整備を行うもの
- ②盛土の規模、コスト
 - ・盛土を行う場合は、期待される機能に見合ったものとなっていること
 - ・周辺で行う工事により発生する残土を活用する等、可能な限りコスト縮減が図られていること
 - ・基盤整備以外の施設整備が、事業の目的に照らし、過大なものとなっていないこと

今回事業費配分箇所

県	市町村	地区	面積	面積：ha、金額：百万円		
				うち新規購入面積	配分事業費	国費
岩手県	野田村	城内・泉沢・米田・南浜地区	19.3	6.5	1,088	808
宮城県	岩沼市	相野釜地区、二野倉・長谷釜地区	43.3	9.3	563	415
	七ヶ浜町	湊浜・松ヶ浜・菖蒲田浜・小豆浜地区	7.6	0	164	123
福島県	新地町(県事業)	埴浜地区	25.7	6.4	1,710	1,193
	新地町	釣師地区、大戸浜地区	18.1	3.4	510	369